

議案第 1 1 4 号

八潮市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の  
一部を改正する条例について

八潮市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を別  
紙のとおり改正するものとする。

令和 5 年 1 2 月 1 日提出

八潮市長 大 山 忍

提 案 理 由

市民の利便性の向上を図るため、個人番号を利用することができる事務  
としてこども医療費の支給に関する事務等を追加する等したいため、この  
案を提出するものである。

八潮市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

八潮市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年条例第31号）の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

7 市長	八潮市こども医療費支給に関する条例（昭和48年条例第25号）による医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
8 市長	八潮市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例（平成4年条例第28号）による医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
9 市長	八潮市重度心身障害者医療費支給に関する条例（昭和50年条例第24号）による医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2に次のように加える。

2 市長	八潮市こども医療費支給に関する条例による医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険各法（健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）又は地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）をいう。）又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する
------	--	--

		情報（以下「医療保険給付関係情報」という。）であって規則で定めるもの
3 市長	八潮市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例による医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
		地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する情報（以下「児童扶養手当関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		児童手当法（昭和46年法律第73号）による児童手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの
		生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		八潮市重度心身障害者医療費支給に関する条例による医療費の支給に関する情報

		であって規則で定めるもの
4 市長	八潮市重度心身障害者医療費支給に関する条例による医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
		身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）による精神障害者保健福祉手帳又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害者に関する情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する情報であって規則で定めるもの

別表第3の1教育委員会の項第4欄中「地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）」を「地方税関係情報」に、「児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する情報」を「児童扶養手当関係情報」に、「生活保護

法（昭和25年法律第144号）による保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）を「生活保護関係情報」に改める。

附 則

この条例は、令和6年10月1日から施行する。



議案第115号

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和5年12月1日提出

八潮市長 大山 忍

提案理由

職員の給与の改定を考慮し、議会の議員の期末手当の支給割合を改定したいため、この案を提出するものである。

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和44年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の220」を「100分の230」に改める。

第2条 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の230」を「100分の225」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和6年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 第1条の規定による改正後の議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定は、令和5年12月1日から適用する。

議案第116号

市長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例について  
市長等の給与等に関する条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和5年12月1日提出

八潮市長 大山 忍

提 案 理 由

職員の給与の改定を考慮し、市長、副市長及び教育長の期末手当の支給割合を改定したいため、この案を提出するものである。

市長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 市長等の給与等に関する条例（昭和44年条例第7号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の220」を「100分の230」に改める。

第2条 市長等の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の230」を「100分の225」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和6年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 第1条の規定による改正後の市長等の給与等に関する条例の規定は、令和5年12月1日から適用する。

議案第117号

八潮市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について  
八潮市職員の給与に関する条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和5年12月1日提出

八潮市長 大山 忍

提 案 理 由

国家公務員の人事院勧告を考慮し、職員の給与を改定する等したいため、この案を提出するものである。

八潮市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 八潮市職員の給与に関する条例（昭和31年条例第10号）の一部を次のように改正する。

第17条の2第2項中「100分の120」を「100分の125」に、「100分の100を」を「100分の105を」に改め、同条第3項中「100分の120」を「100分の125」に、「100分の67.5」を「100分の70」に、「100分の100」を「100分の105」に、「100分の57.5」を「100分の60」に改める。

第17条の5第2項第1号中「100分の100」を「100分の105」に、「100分の120」を「100分の125」に改め、同項第2号中「100分の47.5」を「100分の50」に、「100分の57.5」を「100分の60」に改める。

第20条中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とする。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

行政職給料表

職員の 区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前 再任用 短時間 勤務職 員及び 任期付 短時間 勤務職 員以外 の職員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	162,100	208,000	232,600	232,100	272,400	291,500	319,300	357,800
	2	163,200	209,700	234,600	234,200	274,800	293,900	321,900	360,300
	3	164,400	211,400	236,700	236,400	277,200	296,300	324,500	362,800
	4	165,500	212,900	240,700	238,500	279,600	298,700	327,100	365,300
	5	166,600	214,400	240,900	240,700	281,800	300,900	329,700	367,700
	6	167,700	216,200	242,400	242,700	283,500	303,200	332,300	370,000
	7	168,800	217,900	243,800	244,600	285,300	305,700	334,900	372,600
	8	169,900	219,600	245,200	246,700	287,100	308,000	337,500	375,100
	9	170,900	221,100	246,400	248,700	288,800	310,200	339,400	377,400
10	172,300	222,600	248,000	250,600	290,500	312,500	341,300	379,500	

11	173,600	224,100	249,500	252,600	292,200	314,100	343,200	381,500
12	174,900	225,600	250,900	254,400	294,000	315,800	345,500	383,600
13	176,100	226,800	252,000	256,200	295,400	317,400	347,800	385,700
14	177,600	228,200	253,400	258,200	297,500	319,000	350,000	387,800
15	179,100	229,600	254,900	260,100	299,500	320,500	352,200	389,900
16	180,700	231,000	256,200	261,900	301,400	322,100	354,400	391,900
17	181,800	232,400	257,500	263,700	303,200	323,100	356,700	394,300
18	183,200	234,000	258,700	265,800	305,000	325,300	358,900	396,800
19	184,600	235,500	259,900	267,900	306,600	327,500	361,100	399,000
20	186,000	236,900	261,100	269,600	308,200	329,500	363,300	401,000
21	187,300	238,100	262,300	271,600	309,800	331,500	365,500	403,000
22	189,600	239,700	263,600	273,200	312,000	333,500	368,100	405,000
23	191,800	241,200	264,900	274,700	314,200	335,400	370,500	407,200
24	194,000	242,600	266,200	276,300	316,200	337,300	372,900	409,200
25	196,200	243,600	267,600	277,800	318,200	339,200	374,800	410,300
26	197,900	245,100	269,100	279,500	320,200	341,200	377,300	412,700
27	199,400	246,400	270,700	281,300	322,100	343,200	379,600	415,200
28	200,900	247,600	272,200	283,100	324,000	345,200	382,100	417,600
29	202,400	248,700	273,800	284,800	325,900	347,000	384,500	419,500
30	203,800	249,700	275,500	286,700	327,900	349,000	387,100	421,600
31	205,200	250,600	277,100	288,500	329,800	350,900	389,700	423,700
32	206,600	251,500	278,700	290,300	331,700	352,800	392,300	425,900
33	208,000	252,400	280,300	292,100	333,400	354,500	394,600	427,800
34	209,300	253,300	281,800	293,700	335,400	356,500	396,900	429,900
35	210,600	254,100	283,300	295,100	337,400	358,300	399,100	432,000
36	211,900	254,900	284,800	296,500	339,300	360,200	401,400	433,900
37	213,200	255,600	285,900	298,000	340,700	362,100	403,200	435,600
38	214,400	256,700	287,500	300,000	342,600	364,000	405,100	437,400
39	215,600	257,900	289,000	302,000	344,500	365,900	407,000	439,300
40	216,700	259,000	290,500	303,800	346,400	367,800	408,800	441,200
41	217,800	260,200	291,900	305,500	348,000	369,700	410,600	443,000
42	218,900	261,400	293,500	307,400	349,900	371,600	412,400	444,800

43	219,900	262,500	295,100	309,300	351,700	373,500	414,200	446,600
44	220,900	263,600	296,700	311,100	353,500	375,400	416,000	448,300
45	221,800	264,700	298,200	312,800	355,300	376,900	417,600	450,100
46	222,700	265,800	299,800	314,800	357,100	378,700	419,100	451,600
47	223,600	266,900	301,300	316,800	358,800	380,500	420,600	453,000
48	224,500	267,900	302,800	318,700	360,500	382,100	422,100	454,500
49	225,400	268,900	304,400	320,400	361,900	383,800	423,600	455,900
50	226,300	269,900	306,000	322,400	363,200	385,200	424,900	457,200
51	227,200	270,900	307,600	324,400	364,500	386,600	426,200	458,500
52	228,100	271,800	309,100	326,400	365,900	388,000	427,400	459,700
53	228,900	272,700	310,400	327,600	367,000	389,400	428,600	460,700
54	229,800	273,600	311,900	329,600	367,900	390,600	429,900	462,400
55	230,700	274,500	313,500	331,500	368,900	391,800	431,200	463,800
56	231,500	275,400	315,100	333,500	370,000	392,800	432,400	465,000
57	231,800	276,300	316,700	335,400	370,900	393,900	433,600	466,200
58	232,600	277,200	318,300	337,300	372,100	395,100	434,500	467,500
59	233,300	278,100	319,800	339,200	373,300	396,200	435,400	468,900
60	233,900	279,000	321,300	341,100	374,400	397,300	436,200	470,000
61	234,500	280,000	322,700	342,900	375,200	398,000	437,300	470,900
62	235,200	281,000	324,300	344,800	376,400	399,200	438,300	471,800
63	235,800	281,900	325,600	346,600	377,400	400,400	439,400	472,600
64	236,300	282,800	326,800	348,400	378,500	401,500	440,400	473,400
65	236,800	283,300	328,100	349,900	379,500	402,500	441,600	474,100
66	237,300	284,000	329,300	351,300	380,500	403,500	442,700	475,000
67	237,800	284,700	330,400	352,700	381,500	404,500	443,400	475,700
68	238,400	285,600	331,700	354,200	382,700	405,400	444,400	476,500
69	238,900	286,600	332,600	355,700	383,700	405,900	445,500	477,000
70	239,400	287,400	333,800	356,900	384,800	406,700	446,400	477,900
71	239,900	288,200	334,800	358,000	385,900	407,400	447,000	478,900
72	240,400	289,000	336,000	359,300	387,000	408,300	447,600	480,000
73	240,900	289,700	337,000	360,300	388,000	409,000	448,600	481,000
74	241,400	290,200	338,200	361,600	389,100	409,900	449,300	482,000

75	241,800	290,600	339,400	362,800	390,200	410,700	450,000	483,100
76	242,300	291,000	340,500	364,000	391,400	411,600	450,800	484,200
77	242,800	291,200	341,500	364,900	392,100	412,400	452,000	485,100
78	243,300	291,500	342,700	366,200	393,200	413,400	452,900	486,000
79	243,800	291,700	343,800	367,500	394,300	414,500	454,000	487,100
80	244,300	292,000	345,000	368,600	395,400	415,500	455,100	488,200
81	244,700	292,200	346,100	369,600	396,300	416,400	456,200	489,200
82	245,200	292,400	347,200	370,900	397,300	417,500	457,000	490,200
83	245,600	292,700	348,400	372,100	398,200	418,700	458,000	491,200
84	246,000	292,900	349,600	373,400	399,400	419,800	459,000	492,200
85	246,400	293,200	350,700	374,300	400,400	420,800	459,900	493,200
86	246,800	293,500	351,600	375,600	401,300	422,000	460,900	494,200
87	247,200	293,800	352,600	376,900	402,200	423,000	461,800	495,300
88	247,600	294,100	353,500	378,000	403,100	424,000	462,800	496,400
89	248,000	294,400	354,300	378,900	404,000	425,000	463,700	497,300
90	248,500	294,800	355,200	379,700	404,600	426,000	464,600	498,400
91	248,800	295,100	356,100	380,600	405,100	426,900	465,600	499,400
92	249,100	295,500	357,000	381,600	406,000	427,900	466,600	500,400
93	249,400	295,700	357,900	382,400	406,900	428,900	467,500	501,300
94		295,900	358,600	383,200	407,900	429,800	468,400	502,400
95		296,200	359,400	384,100	408,900	430,800	469,400	503,500
96		296,600	360,100	384,900	409,900	431,700	470,400	504,600
97		296,800	360,700	385,800	410,800	432,700	471,300	505,500
98		297,100	361,400	386,800	411,600	433,600	472,200	
99		297,500	362,200	387,800	412,600	434,500	473,200	
100		297,900	362,900	388,800	413,500	435,500	474,200	
101		298,100	363,500	389,800	414,500	436,500	475,100	
102		298,400	364,300	390,800	415,400	437,200	476,100	
103		298,800	365,000	391,700	416,400	438,200	477,100	
104		299,100	365,600	392,400	417,400	439,200	478,000	
105		299,300	366,100	393,100	418,400	440,200	478,900	
106		299,600	366,800	393,900	419,100	441,100		

107		300,000	367,500	394,700	420,100	442,100		
108		300,300	368,200	395,500	421,100	443,000		
109		300,500	368,800	396,200	422,100	443,900		
110		300,900	369,500	396,900	422,700	444,900		
111		301,300	370,200	397,500	423,400	445,900		
112		301,600	370,900	398,100	424,200	446,800		
113		301,800	371,400	398,400	425,100	447,700		
114		302,000	372,000	399,000	425,800	448,500		
115		302,300	372,600	399,800	426,500	449,400		
116		302,700	373,300	400,600	427,300	450,300		
117		302,900	373,800	401,400	427,600	451,000		
118		303,100	374,300	402,100	428,000	451,900		
119		303,400	375,000	402,900	428,400	452,800		
120		303,700	375,700	403,600	428,700	453,600		
121		304,100	376,100	404,400	429,000	454,300		
122		304,300	376,700	405,200	429,500	455,100		
123		304,600	377,400	405,800		455,900		
124		304,900	378,000	406,600		456,800		
125		305,200	378,500	407,400		457,300		
126			379,100	408,100		457,700		
127			379,800	408,900		458,200		
128			380,400	409,600		458,800		
129			380,900	410,400		459,600		
130			381,400	411,200		460,000		
131			382,000	411,800		460,500		
132			382,600	412,400		461,100		
133			383,000	413,000		461,600		
134			383,700	413,800				
135			384,300	414,600				
136				415,200				
137				416,000				
138				416,800				

	139				417,500				
	140				418,200				
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額
		187,700	216,200	256,200	275,600	290,700	316,200	358,000	391,200
任期付 短時間 勤務職 員		187,700	216,200	256,200	275,600	290,700	316,200	358,000	391,200

第2条 八潮市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第17条の2第2項中「100分の125」を「100分の122.5」に、「100分の105」を「100分の102.5」に改め、同条第3項中「100分の125」を「100分の122.5」に、「100分の70」を「100分の68.75」に、「100分の105」を「100分の102.5」に、「100分の60」を「100分の58.75」に改める。

第17条の5第2項第1号中「100分の105」を「100分の102.5」に、「100分の125」を「100分の122.5」に改め、同項第2号中「100分の50」を「100分の48.75」に、「100分の60」を「100分の58.75」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日（附則第4項及び附則第7項において「施行日」という。）から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 第1条の規定による改正後の八潮市職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）別表第1の規定は令和5年4月1日から、同条例第17条の2第2項及び第3項並びに第17条の5第2項の規定は令和5年12月1日から適用する。

(職務の級における最高の号給を超える給料月額等の切替え等)

- 3 令和5年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において職務の

級における最高の号給又は最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、規則で定める。

(切替期間における異動者の号給等)

- 4 切替日から施行日の前日までの間において、第1条の規定による改正前の八潮市職員の給与に関する条例(以下「改正前の条例」という。)の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員のうち、市長の定める職員の、改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、市長の定めるところによる。

(切替日前の異動者の号給等の調整)

- 5 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び市長の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(職員が受けていた号給等の基礎)

- 6 前3項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、改正前の条例及びこれに基づく規則の規定に従って定められたものでなければならない。

(施行日から令和6年3月31日までの間における異動者の号給等の調整)

- 7 施行日から令和6年3月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員の当該適用又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、当該適用又は異動について、まず改正前の条例の規定が適用され、次いで当該適用又は異動の日から改正後の条例の規定が適用されるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払)

- 8 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定

に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(規則への委任)

- 9 附則第3項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。



議案第118号

八潮市子ども医療費支給に関する条例の一部を改正する条例について

八潮市子ども医療費支給に関する条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和5年12月1日提出

八潮市長 大山 忍

提 案 理 由

子ども医療費の支給対象を拡大する等したいため、この案を提出するものである。

八潮市こども医療費支給に関する条例の一部を改正する条例  
八潮市こども医療費支給に関する条例（昭和48年条例第25号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「満15歳」を「満18歳」に改め、同条第7号中「費用（」の次に「食事療養標準負担額及び」を加える。

#### 附 則

##### （施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

##### （経過措置）

- 2 改正後の八潮市こども医療費支給に関する条例の規定は、施行日以後の医療に係るこども医療費の支給について適用し、施行日前の医療に係るこども医療費の支給については、なお従前の例による。

##### （準備行為）

- 3 施行日において、こども医療費の支給の対象となる者は、施行日前においても、八潮市こども医療費支給に関する条例第4条第1項の規定による申請をすることができる。この場合において、市長は、同条第2項の規定による申請の内容の審査、受給資格の認定、受給資格者としての登録及び受給資格証の交付をすることができる。

議案第119号

八潮市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

八潮市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和5年12月1日提出

八潮市長 大山 忍

提 案 理 由

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、引用条項の整備等をしたいため、この案を提出するものである。

八潮市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する  
基準を定める条例の一部を改正する条例

八潮市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準  
を定める条例（平成26年条例第21号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項第2号中「同条第9項」を「同条第10項」に改める。

第35条第3項中「同条第1号又は第2号」を「同号又は同条第2号」  
に改め、「、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の  
数」とあるのは「同条第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利  
用定員の数」と」を削る。

第36条第3項中「第6条第2項中」の次に「「特定教育・保育施設（  
認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。））」とあるの  
は「特定教育・保育施設（特別利用教育を提供している施設に限る。以下  
この項において同じ。））」と、「」を加え、「総数」を「数の総数」に、「  
法第19条第1号又は第2号」を「同条第1号又は第2号」に、「第13  
条第2項」を「「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員  
の数」とあるのは「同条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る  
利用定員の数」と、第13条第2項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第120号

八潮市勤労者福祉・スポーツセンター設置及び管理条例の一部  
を改正する条例について

八潮市勤労者福祉・スポーツセンター設置及び管理条例の一部を別紙の  
とおり改正するものとする。

令和5年12月1日提出

八潮市長 大山 忍

提 案 理 由

八潮市勤労者福祉・スポーツセンター内に設置しているふるさとハロー  
ワークの市役所新庁舎への移転を踏まえ、八潮市勤労者福祉・スポーツセ  
ンターに講習室を設置したいため、この案を提出するものである。

八潮市勤労者福祉・スポーツセンター設置及び管理条例の一部を改正する条例

八潮市勤労者福祉・スポーツセンター設置及び管理条例（令和5年条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

講習室	1, 100円	1, 400円	1, 600円	3, 700円
-----	---------	---------	---------	---------

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（準備行為）

- 2 改正後の別表施設の名称の欄に掲げるもののうち、改正前の別表施設の名称の欄に掲げられていないものに係る八潮市勤労者福祉・スポーツセンター設置及び管理条例第7条第1項の規定による利用の許可その他の必要な行為は、この条例の施行日前においても行うことができる。

議案第121号

八潮市下水道条例の一部を改正する条例について  
八潮市下水道条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和5年12月1日提出

八潮市長 大山 忍

提 案 理 由

下水道使用料の額を改定する等したいため、この案を提出するものである。

## 八潮市下水道条例の一部を改正する条例

八潮市下水道条例（昭和57年条例第28号）の一部を次のように改正する。

第27条第2項の表一般汚水の部基本料金の項中「750円」を「825円」に改め、同部超過料金（1立方メートルにつき）の項中「55円」を「61円」に、「94円」を「103円」に、「96円」を「106円」に、「99円」を「109円」に、「106円」を「117円」に、「112円」を「123円」に、「141円」を「155円」に、「100,000立方メートル」を「300,000立方メートル」に、「153円」を「168円」に改め、同表大口汚水の部中「102円」を「103円」に改め、同表備考2中「100,000立方メートル」を「300,000立方メートル」に改める。

### 附 則

#### （施行期日）

- 1 この条例は、令和6年7月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

#### （経過措置）

- 2 施行日前から施行日以後にかけて使用している公共下水道の使用に係る使用料の算定において、施行日以後最初の認定日（使用料の算定の基準日として、使用者が排除した汚水の量を市長が認定した日をいう。次項において同じ。）が令和6年7月31日以前である場合の当該使用料の算定については、改正前の第27条第2項の規定を適用して、これを行うものとする。
- 3 施行日前から施行日以後にかけて使用している公共下水道の使用に係る使用料の算定において、施行日以後最初の認定日が令和6年8月1日以後である場合の当該使用料の算定については、当該認定日に係る汚水排除量を2で除したもの（以下この項において「分割汚水排除量」という。）に改正前の第27条第2項の規定を適用して得られた額と分割汚水排除量に改正後の第27条第2項の規定を適用して得られた額とを合わせた額を当該認定日に係る使用料として、これを行うものとする。

議案第122号

八潮市市営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例について

八潮市市営住宅設置及び管理条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和5年12月1日提出

八潮市長 大山 忍

提 案 理 由

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部改正に伴い、引用条項の整備等をしたいため、この案を提出するものである。

八潮市市営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例

八潮市市営住宅設置及び管理条例（平成9年条例第18号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項第8号イ中「第10条第1項」の次に「又は第10条の2」を、「において」の次に「これらの規定を」を加える。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。